

第65号議案

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者を指定する公の施設
 - (1) 中間市体育文化センター
中間市蓮花寺三丁目1番5号
 - (2) 中間市武道場
中間市中央一丁目8番41号
 - (3) 中間市弓道場
中間市大字下大隈1620番地
 - (4) 中間市幼児用プール
中間市長津一丁目6826番地
 - (5) 中間市宮野球場
中間市大字垣生670番地1
 - (6) ジョイパルなかま庭球場
中間市中間二丁目3433番地1
 - (7) 屋島庭球場
中間市長津一丁目6830番地
 - (8) 中間市遠賀川河川敷市民グラウンド
 - ア 第1市民広場
中間市大字中間10018番地
 - イ 多目的広場
中間市大字中間8194番地先
 - ウ 第2市民広場
中間市大字中間10001番地先
 - エ 中央市民広場
中間市大字中間7813番地2先
 - オ 自転車広場
中間市大字中間9003番地先
 - カ スケートボード広場
中間市大字中間9003番地先

2 指定管理者の所在地及び名称

中間市蓮花寺三丁目1番5号

中間市体育協会・ミズノグループ

中間市体育協会 会長 井上 文男

3 指定管理者の指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

平成25年12月3日提出

中間市長 松下 俊男